

昇龍道プロジェクト推進協議会設置要綱

(名称)

第1条 本会は、「昇龍道プロジェクト推進協議会」（以下「協議会」という）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、海外から中部北陸9県へのインバウンドを推進するための課題、すなわち、魅力的な観光資源が凝縮している中部北陸圏の海外へのプロモーション、中部北陸圏によるおもてなしの心と受入環境のレベルアップについて、関係者が、効果的に、かつ、一体感を持って自主的に取り組むために組織する。

(定義)

第3条 「昇龍道」とは、中部北陸9県のエリアを総称する名称とする。

2 「中部北陸9県」とは、愛知県、静岡県、岐阜県、三重県、福井県、石川県、富山県、長野県、滋賀県とする。

(活動方針)

第4条 協議会は、各参加者が自主的に、かつ、参加者相互の連携を重視しつつ、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) 海外から中部北陸9県への観光客を誘致する際の課題の把握。
- (2) 国内外に向けて「昇龍道」の広報、普及啓発、中部北陸9県の観光地の魅力発信等のプロモーション。
- (3) 海外からの訪日外国人観光客の増進に向けて、おもてなしの心及び受入環境のレベルアップ。
- (4) その他、海外からの訪日外国人観光客の増進に資する取り組み。

(協議会の構成員)

第5条 協議会の構成員は、自治体、団体、事業者等とする。

2 協議会の構成員は、協議会の活動方針に賛同し、その取り組みにあたり、自主的かつ参加者相互の連携を重視する。

3 協議会の構成員は、参加申込により登録された者とする。

(協議会の役員等)

第6条 協議会に会長及び副会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。

- 3 会長が協議会に参加できない場合は、副会長がその職務を代行する。
- 4 協議会には会長の委嘱により、相談役を置くことができる。

(協議会の組織及び開催)

第7条 会長は、協議会の下に市場別に部会を設置し、市場別の課題を具体的に検討させることができる。

- 2 部会に座長をおき、部会の参加者の中からこれを充てる。
- 3 協議会及び部会は原則として公開とする。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は中部運輸局観光部におき、中部運輸局観光部、北陸信越運輸局観光部及び中央日本総合観光機構が共同して務める。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は協議会に諮り定める。

附 則 この要綱は、平成24年3月9日から適用する。

附 則 この要綱は、平成27年3月26日から適用する。

附 則 この要綱は、平成28年6月23日から適用する。

附 則 この要綱は、平成29年5月26日から適用する。